

令和5年度武蔵野市における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経済的基盤を強化することが重要である。

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が行う物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての組織が発注する物品等の調達について適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次に掲げる施設等のうち、物品等の調達が可能なものとし、市内に所在する施設等を優先する。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者優先調達法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (5) 障害者優先調達法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (6) 在宅就業障害者
- (7) 在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

市が契約により調達する物品等のうち、食品類、日用品、印刷、施設管理その他障害者就労施設等が受注可能なものを対象とする。

5 物品等の調達の目標

市は、予算の適正な使用並びに契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿って、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるも

のとする。

6 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のとおり実施する。

(1) 調達可能な物品等の情報の共有

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、市の全ての組織で情報を共有する。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上の支援

障害者就労施設等が供給する物品の質の向上、供給量の拡大及び取扱品目の拡充及び提供可能な役務の開拓等に係る取組の支援に努めるものとする。

(3) 優先調達の検討

市の全ての組織は、物品等を調達しようとするときは、前例にとらわれず障害者就労施設等からの調達の可能性について必ず検討するものとする。

(4) 受注機会増大のための措置

物品等の調達にあたっては適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮するものとする。

ア 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

イ 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう性能、規格等必要な事項について、障害者施設等に対し、十分な説明に努める。

(5) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 その他

(1) 調達の推進にあたっては市の全ての組織の参画により、この方針に定める目的の達成に努めるものとする。

(2) 市の全ての組織は、この方針に基づく物品等の調達の実績について、健康福祉部障害者福祉課へ年度終了後に報告するものとする。報告のあった実績については、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

(3) この方針は、令和5年4月1日から適用する。